

公布された規則のあらまし

◇静岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

沼津市岡一色、静岡市駿河区石田、同区有東、同市清水区渋川及び浜松市中央区領家の県営住宅を廃止することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（別表第1関係）

2 施行期日

この規則中沼津市岡一色の県営住宅を廃止することに伴う改正については令和7年2月1日から、静岡市駿河区石田の県営住宅を廃止することに伴う改正については同年3月1日から、同区有東及び浜松市中央区領家の県営住宅を廃止することに伴う改正については同年4月1日から、静岡市清水区渋川の県営住宅を廃止することに伴う改正については同年5月1日から施行することとしました。

◇児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

(1) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、必要な改正を行いました。（第12条、第25条関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。